

# I 基本事項

## 1 目的

気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画については、旧本吉町との二次合併及び東日本大震災による保育環境の変化などを踏まえ平成26年度に策定しました。

平成27年4月には子ども・子育て支援新制度がスタートし、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、気仙沼市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

本市においては、これらの計画に基づき、子育て環境の充実と施設整備に努めてきたところですが、少子化が進展する一方で、女性の社会進出や低年齢児の保育需要の増加により待機児童が発生し、加えて、幼児教育・保育の無償化に伴う更なる保育ニーズへの対応が必要になるなど、就学前児童の幼児教育・保育施設利用状況や社会環境の大きな変化に伴う見直しが求められています。

このことから、安心して安全な幼児教育・保育の提供と待機児童解消を図ることを目的とし、民間事業者の意向を踏まえつつ、児童福祉施設等再編整備計画の中期・後期計画について見直しを行い、第2次気仙沼市総合計画の「結婚・出産・子育ての希望を叶えるまち」の具現化のため、本市の児童福祉施設等の整備・充実を総合的に進めるものです。

## 2 計画の対象範囲

本計画の対象施設は、気仙沼市立保育施設、児童厚生施設及び学童保育施設（放課後児童クラブ）とします。

## 3 計画見直しの対象期間

現計画の計画期間である平成26年度から令和5年度までの10年間のうち、経過済みの期間を除く、令和元年度から令和5年度までの5年間（中期・後期）について見直すものです。

## 4 計画見直しに係る基本方針

### (1) 民間事業者の参入を促進

少子化の進展を踏まえるとともに、社会全体で子育てを支援する観点から、意欲ある民間事業者の参入を促し、連携して幼児教育・保育環境の充実を図る計画とします。

### (2) 民間事業者が担うことが困難な地域の保育は市が確保

民間事業者による参入が見込めない地域であっても、必要な保育ニーズに対応する計画とします。

- (3) 少子化や多様化する保育ニーズへの対応と待機児童の解消  
地域特性や民間事業者との共存を考慮した施設配置の適正化と保育機能の拡充を図り、多様な保育ニーズと低年齢児の保育ニーズの増加に応える計画とします。
- (4) 小規模保育所（特例保育施設）の認可保育所等への編入を推進  
入所児童の減少が著しい小規模保育所については、近隣の認可保育所等へ編入することを基本とします。
- (5) 老朽化等を踏まえた計画年次の設定  
再編整備の対象施設は、その殆どが昭和 40 年～50 年代に建設され、老朽化が進行していることから、計画年次については、建設年度や施設の現状を踏まえ、更に、対象施設の地域事情や財政負担の平準化を考慮して設定します。
- (6) 既存施設の有効活用と複合化の検討  
整備にあたっては、既存施設の利活用のほか、複合化の可能性を考慮した計画とします。

## 5 計画の位置付け

本計画は、第 2 次気仙沼市総合計画に基づく部門計画と位置付け、実施にあたっては、気仙沼市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」や気仙沼市子ども・子育て支援事業計画等、関連計画との整合性を図ります。

## 6 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間とし、さらに計画実施にあたっては、前期、中期、後期の実施期間を設定し、計画を推進します。

前期計画	平成 26 年度～平成 27 年度（2 年間）	全体計画 10 年間
中期計画	平成 28 年度～令和元年度（4 年間）	
後期計画	令和 2 年度～令和 5 年度（4 年間）	

## 7 計画の推進

計画実施にあたっては、気仙沼市子ども・子育て会議等に報告するとともに、市ホームページにより進捗状況を公表しながら、適正に進行管理を行い、本計画の推進を図ります。

なお、計画実施期間内においても、状況の変化に応じて、気仙沼市子ども・子育て会議等に諮り、適宜必要な見直しを行います。